

お客様各位

令和2年4月吉日
宮城第一信用金庫

「民法改正」等を踏まえた貸金庫規定改定および電子化のお知らせ

いつも宮城第一信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。
当金庫では、令和2年4月の「民法改正」等を踏まえ、貸金庫規定を下記のとおり、令和2年4月1日より改定いたします。

なお、改定後の貸金庫規定、すでにお取引をいただいているお客様にも適用されますので、何卒、ご理解賜りますようお願い致します。

記

1. 改定日

令和2年4月1日（水）

2. 改定する規定

- (1) 貸金庫規定（カード式）
- (2) 保護預り函（貸金庫）規定

3. 主な改定内容

- (1) お客様が貸金庫規程等に同意のうえ、申込書等を提出し、当金庫が承諾することで契約が成立することの条項を追加いたします。

1.（貸金庫契約の成立）

当金庫は、お客様からこの貸金庫規定に同意のうえ、貸金庫契約に係る当金庫
所定の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾することで契約が成立するもの
とします。

- (2) 貸金庫契約時に保証人を徴求しておりますが、保証条項において極度額の定めがなく、根保証契約は無効であるため、保証人を徴求しない対応とします。

「保証人」の項目を削除

以上

宮城第一信用金庫

貸金庫規定

(カード式)

反社会的勢力との取引拒絶について

この貸金庫は、第12条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第12条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の利用申込をお断りするものとします。

1. (貸金庫契約の成立)

当金庫は、お客様からこの貸金庫規定に同意の上、貸金庫契約に係る当金庫所定の申込書等の提出を受け、当金庫がこれを承諾することで契約が成立するものとします。

1-2. (格納品の範囲)

(1) 貸金庫(カード式)(以下「貸金庫」といいます。)には、次に掲げるものを格納することができます。

- ① 公社債券・株券その他の有価証券
- ② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
- ③ 貴金属、宝石その他の貴重品
- ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの

(2) 当金庫は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。

2. (契約期間等)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当金庫から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

3. (使用料)

(1) 貸金庫の使用料は、当金庫所定の利率により1年分を前払いするものとし、毎年4月の当金庫所定の日に借主が指定した預金口座から普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。

なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1ヵ月としてその月から月割計算により支払ってください。

(2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。

変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。

(3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により払戻します。

4. (鍵・カードの保管)

(1) 貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当金庫立会のうえ借主が届出の印章により封印し、当金庫が保管します。

(2) 当金庫は借主に「みやしん貸金庫カード」(以下「カード」といいます。)を発行します。カードは借主自身が保管してください。

5. (暗証の登録)

借主が貸金庫の開庫にあたって使用する暗証を登録しますので、借主は当金庫所定の暗証届を当金庫へ提出してください。

6. (開閉者の確認)

カード、暗証、正鍵により、当金庫所定の手続きに則り貸金庫を開閉した者を、借主(正当な契約者)とみなします。

なお、この場合、当金庫は開閉者の性別、年令等の確認はいたしません。

7. (貸金庫の開閉等)

(1) 貸金庫の開閉は、借主または借主のあらかじめ届出た代理人が正鍵を使用して行ってください。

(2) 開庫にあたっては、借主または借主のあらかじめ届出た代理人が操作機にカードを挿入し、届出の暗証をボタンにより操作してください。

(3) 格納品の出し入れは、当金庫所定の場所で行ってください。

(4) 使用がすんだときは、必ず内函を元の位置に戻し、正鍵により閉扉し施錠してください。それをなされなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(5) 停電、故障等によりカードによる貸金庫開閉ができないときは、当金庫所定の貸金庫開庫依頼書に借主または代理人の氏名および暗証を記入し、カードとともに提出してください。

8. (届出事項の変更等)

(1) 印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当金庫へ届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

カードまたは正鍵を失ったとき、もしくはき損したときも同様とします。

(2) 届出のあった名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を送付した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

9. (印章、鍵の喪失時等の取扱)

(1) カード、印章もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当金庫所定の手続きをした後に行ってください。

(2) 正鍵を失った場合もしくはき損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。なお、当金庫が貸金庫の変更をもとめたときは、直ちにこれに応じてください。

(3) カードを失った場合のカードの再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。

10. (暗証照合・印鑑照合等)

(1) 当金庫の操作機によりカードを確認し、開庫のための操作の際に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認して、開庫その他の取扱いをしましたうえは、カードまたは暗証につき偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

なお、第7条第5項の場合に当金庫の窓口においてカードを確認し、貸金庫開庫依頼書、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された暗証または印影と届出の暗証または印鑑との一致を確認のうえ取扱いしました場合も同様とします。

- (2) 諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取扱いをしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

なお、契約日からカード交付までの間に貸金庫を開閉する場合等に提出を受ける貸金庫開庫依頼書についても同様とします。

- (3) 前記(1)、(2)において使用される正鍵について、当金庫は確認する義務を負いません。

11. (損害の負担等)

- (1) 災害、事変、その他の不可抗力の事由または当金庫の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、き損、変質等の損害についても当金庫は責任を負いません。
- (3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

[反社会的勢力との取引拒絶]

この貸金庫は、第12条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第12条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。

12. (解約等)

- (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、カード、正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続きをしたうへ、貸金庫を直ちに明渡してください。
- なお、カード、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか、第9条に準じて取扱います。
- (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうへ貸金庫を明渡してください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
- ① 借主が使用料を支払わないとき
- ② 借主について相続の開始があったとき
- ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与え、またはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
- ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき

⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき

⑥ カードの改ざん、不正使用など当金庫がカードの利用を不相当と認めたとき

- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続きをしたうへ貸金庫を明渡してください。

① 借主が貸金庫利用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 借主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F. その他前各号に準ずる者

③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

- (4) 前2項・3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第3条第3項にもとづく払戻金は、遅延損害金に充当し

不足額が生じたときは直ちに支払ってください。

なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。

- (5) 第1項から第3項の明渡しが3か月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理し、もしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。
- なお、当金庫は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができます。これらに要する費用は借主の負担とします。
- (6) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは当金庫からの請求がありしだい支払ってください。

13. (貸金庫の修繕、移転等)

貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当金庫が格納品の一時引

取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

14. (緊急措置)

法令の定めるところにより、貸金庫の開庫をもとめられたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については当金庫は責任を負いません。

15. (譲渡、転貸等の禁止)

- (1) 貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。
- (2) カードならびに正鍵は譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

以 上

保護預り函（貸金庫）規定

反社会的勢力との取引拒絶について

この貸金庫は、第10条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第10条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の利用申込をお断りするものとします。

第1条(貸金庫契約の成立)

当金庫は、お客様からこの貸金庫規定に同意の上、貸金庫契約に係る当金庫所定の申込書等の提出を受け、当金庫がこれを承諾することで契約が成立するものとします。

第1条の2(格納品の範囲)

1. 保護預り函(以下「貸金庫」という。)には、次に掲げるものを格納することができます。
 - ① 公社債券、株券その他の有価証券
 - ② 預金通帳、証書、契約証書、権利書その他の重要書類
 - ③ 貴金属、宝石その他の貴重品
 - ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの
2. 当金庫は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。

第2条(契約期間等)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当金庫から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

第3条(使用料)

1. 貸金庫の使用料は、当金庫所定の利率により1年分を前払いするものとし、毎年4月の当金庫所定の日に借主が指定した預金口座から払戻しのうえ、使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1ヵ月としてその月から月割計算により支払ってください。

2. 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
3. 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

第4条(鍵の保管)

貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当金庫立会のうえ借主が届出の印章により封印し、当金庫が保管します。

第5条(貸金庫の開閉等)

1. 貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届出た代理人が正鍵を使用して行ってください。
2. 開庫にあたっては、当金庫所定の貸金庫開閉記録簿に届出の印章により押印して提出してください。なお、閉庫後は貸金庫の施錠を確認してください。
3. 格納品の出し入れは、当金庫所定の場所で行ってください。

第6条(届出事項の変更等)

1. 印章を失ったとき、または印章・名称・代表者・代理人・住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。正鍵を失ったとき、もしくは毀損したときも同様とします。
2. 届出のあった名称・住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第7条(印章、鍵の喪失時等の取扱)

1. 印章もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当金庫所定の手続きをした後に行ってください。
2. 正鍵を失った場合または毀損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。なお、当金庫が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

第8条(印鑑照合等)

貸金庫開閉記録簿・諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取扱いをいたしましたうえは、それらの書類につき偽造・変造その他の事故があっても、そのために生じた損害に

については、当金庫は責任を負いません。

なお、使用される鍵については、当金庫は確認する義務を負いません。

第9条(損害の負担等)

1. 災害・事変その他の不可抗力の事由または当金庫の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
2. 前項の事由による格納品の紛失・滅失・毀損・変質等の損害についても当金庫は責任を負いません。
3. 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

[反社会的勢力との取引拒絶]

この貸金庫は、第10条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第10条第3項第1号、第2号 A からFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の利用申込をお断りするものとします。

第10条(解約等)

1. この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続きをしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵または届出の印章失った場合に解約するときは、このほか第7条に準じて取扱います。
2. 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
 - ① 借主が使用料を支払わないとき
 - ② 借主について相続の開始があったとき
 - ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
 - ④ 店舗の改築・閉鎖その他相当の事由があるとき

⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき

3. 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。
 - ① 借主が貸金庫利用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 借主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
 - ③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
4. 前2項・3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第3条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日に関第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。
5. 第1項から第3項の明渡しが3ヵ月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理しもしくは一般に適当と認められる方法・時期・価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当金庫は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができます。これらに要する費用は借主の負担とします。

6. 使用料・遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。

この場合、不足額が生じたときは、当金庫から請求がありしだい支払ってください。

第11条(貸金庫の修繕・移転等)

貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当金庫が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

第12条(緊急措置)

法令の定めるところにより、貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災・格納品の異変等緊急を要するときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。

このために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第13条(譲渡・転貸等の禁止)

貸金庫の使用権は譲渡・転貸または質入れすることはできません。

以 上